

# はばたきインクル支援だより



深谷はばたき特別支援学校 平成30年12月3日 No.4



最近 巡回相談等に行くとあちこちの学校で放課後等デイサービスを利用している児童生徒の話が聞かれます。そこで、今回のインクル支援だよりでは、放課後等デイサービスについて、その目的や利用までの手続き等について載せさせていただきます。

また、放課後等デイサービスは、学校との連携が大切と言われています。そこで、学校とどのような連携を図ることが大切なのかを考えていきたいと思っています。



## 特集 放課後デイサービスについて

### 1 放課後等デイサービスの基本的な役割

放課後デイサービスの基本的な役割は基本的に三つの役割があります。

#### ① 子どもの最善の利益の保証

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

#### ② 共生社会の実現に向けた後方支援

子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後デイサービスは、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての役割である。

#### ③ 保護者支援

保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面であり、放課後等デイサービスの支援によって保護者が子どもと向き合うゆとりと自信を回復すること

放課後等デイサービスガイドライン(厚生労働省 HP 一部抜粋より)

### 2 対象となる児童

原則として6歳から18歳までの就学児童で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの手帳を所持する児童。

または、発達の特性について医師の診断書がある児童。となっており必ずしも手帳がなくても対象となっています。

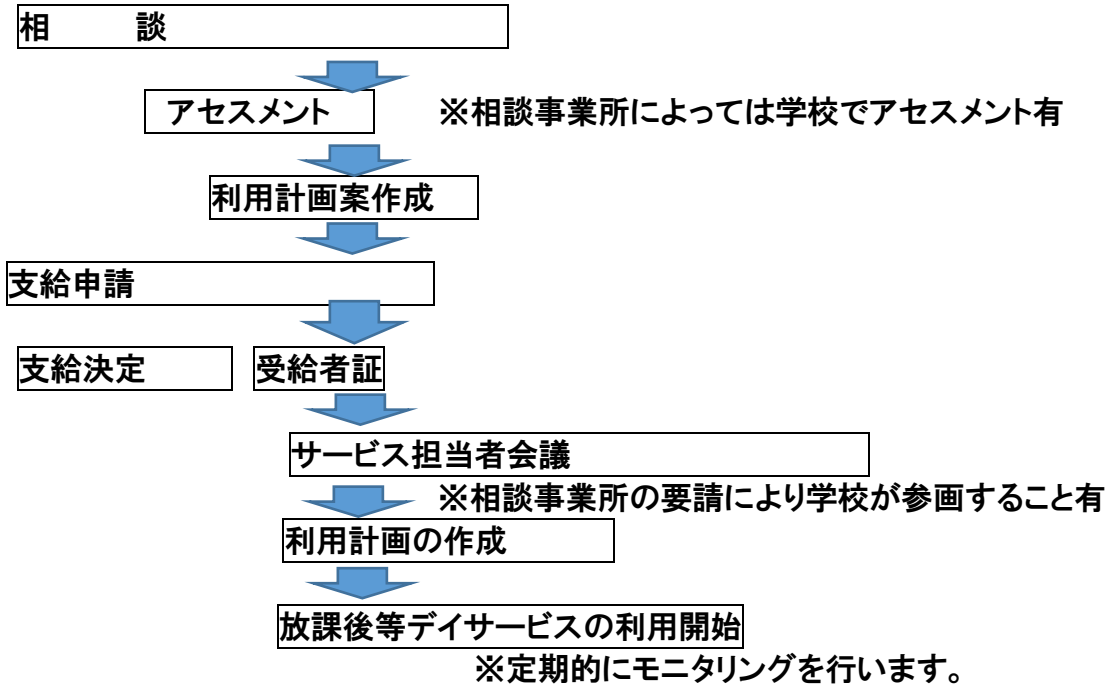
### 3 利用までの流れ

放課後等デイサービスを利用するにあたり、2つの方法があります。

#### ① 相談支援事業所での計画相談

放課後等デイサービス(放デイ)の利用開始まで

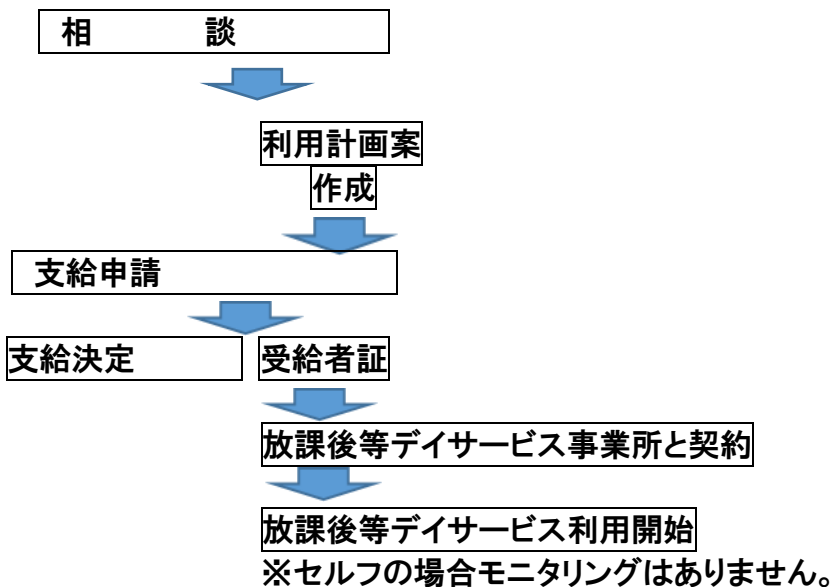
障害福祉担当課 保護者 相談支援事業所 放課後等デイサービス



※相談事業所とは、障害のある人に対する相談支援について サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

#### ② セルフプランによる利用

障害福祉担当課 保護者 放課後等デイサービス



※セルフプランとは、利用者本人や家族、支援者など、相談支援事業所以外が作成する計画です。

## 4 放課後等デイサービスと学校との連携について

- 子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある。
- 年間計画や行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で情報を共有しておく必要がある。
- 送迎を行う場合には、子どもの安全確保に留意することは当然であるが、特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。  
このため、設置者・管理者は、送迎時の対応について学校と事前に調整しておくことが必要である。
- 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制(緊急連絡体制や対応マニュアル等)について、事前に学校と調整し、児童発達支援管理責任者や送迎を担当する従業員に対し徹底しておく必要がある。
- 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、
  - (ア)保護者の同意を得た上で、学校に配置されている外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を特別支援教育コーディネーター等へ提供する。
  - (イ)個別の教育支援計画が作成されていない子どもにあつては、保護者の同意を得た上で特別支援教育コーディネーター等とお互いの支援内容等の情報交換の連絡をとれるよう調整しておく。
  - (ウ)学校の行事や授業参観に児童発達支援管理責任者と分担して積極的に参加する等の対応をとることが望ましい。

放課後等デイサービスガイドライン(厚生労働省 HP より)

放課後等デイサービス事業所では、利用している児童生徒ひとりひとりに対して、個別支援計画を作成しています。この個別支援計画は、学校で作成されている個別の教育支援計画との関連付けを持つことがとても大切になります。

個別の教育支援計画の教育的ニーズは、本来学校だけでの教育的ニーズではなく、家庭や地域などその児童生徒が必要としているネットワークの中で大切にはぐくまなければならないことがニーズとして記載されることが大切です。そのため、このガイドラインには支援内容等の情報交換の機会を設けるように書かれています。文部科学省でも「放課後等デイサービス」(事務連絡 H27, 4, 14)においてガイドラインの普及啓発の推進についての協力依頼が出されています。

個別の教育支援計画(プランA)の様式の中に「家庭・地域」の欄があります。そこに放課後等デイサービスでの支援内容などを記載するようになっています。

放課後等デイサービスとの連携や情報共有の在り方は、学校や地域の実情に応じて行われることと思われまふ。

現在、気がかりのある児童生徒や特別支援学級や通級指導教室を利用している児童生徒に作成されている個別の教育支援計画や個別の指導計画については、保護者と共に作成するものであり、保護者に開示されなければならないものです。併せて保護者の同意を得て関係機関との情報交換の資料にもなります。

改めて地域で子どもたちを見守り、育てることの大切さを実感しますね。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成でお困りのことがありましたら、特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能をご活用ください。

(文責 特別支援教育コーディネーター 八木)